

有田圏域自立支援協議会 権利擁護部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有田圏域自立支援協議会に設置し、組織された権利擁護部会（以下、「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 障がいのある方が、地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう権利擁護についての学習や検討を行い、障がい児者の権利擁護を推進していくことを目的とする。

(構成)

第3条 部会は、対象者の権利擁護及び対象者への支援に直接関わる、有田振興局健康福祉部（湯浅保健所）、市町障害福祉担当者、社会福祉協議会日常生活自立支援事業等担当者、有田圏域自立支援協議会各部会長（就労部会、精神障害者部会、地域生活支援部会、子ども部会）、県立たちばな支援学校、県立こころの医療センター、県相談支援体制整備事業アドバイザー、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、その他部会長が必要に応じて有識者等を委員として構成できるものとする。

(役員)

第4条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長および副部会長は、委員の互選によって定める。

3 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし役員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代理する。

6 事務局は、有田振興局健康福祉部（湯浅保健所）、市町障害福祉担当者、委託相談支援事業所、県相談支援体制整備事業アドバイザー、基幹相談支援センターで構成する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

2 議長は、必要に応じて関係機関の職員、または関係者の出席を求めることができる。

(個人情報の保護)

第 6 条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、有田圏域基幹相談支援センターにおいて処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営にかかる必要な事項は、部会長が部会に諮りこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。